

早稲田大学大学史資料センター規程

(1998年5月21日規約第98—6号)

《所管:文化企画課長》

改正 2006年3月3日規約第05—80号 2006年12月19日規約第06—48号
2007年3月16日規約第06—31号 2007年3月31日規約第06—52号
の20 の16
2009年3月31日規約第08—86号 2011年1月31日規約第10—78号
の1
2011年5月13日規約第11—9号の 2018年1月4日規約第17—51号
15

(設置および名称)

第1条 本大学に早稲田大学大学史資料センター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 センターは、本大学の歴史、創設者大隈重信および関係者の事蹟を明らかにし、これを将来に伝承するとともに、比較大学史研究を通じて、本大学の発展に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- 一 資料の収集、整理および保存
- 二 資料の調査、研究およびその成果の発表
- 三 講演会、公開講座、シンポジウム等の開催
- 四 資料の公開およびレファレンスサービス
- 五 レファレンスルームに関する事項
- 六 その他第2条の目的達成に必要な事項

(所長)

第4条 センターに、所長1人を置く。

2 所長が欠けたとき、または所長に事故があるときは、第8条第1項第1号に規定する理事がその職務を行う。

(所長の職務)

第5条 所長は、センターの業務を統括し、センターを代表する。

2 所長は、毎年度の終りに、当該年度の業務経過および次年度の業務計画を大学に報告し、承認を得なければならない。

3 業務計画を変更したときも前項と同様とする。

(所長の嘱任)

第6条 所長は、本大学の教職員のうちから、大学が嘱任する。

(所長の任期)

第7条 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 所長が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員の嘱任)

第8条 センターに運営委員若干人を置き、次の区分により大学が嘱任する。

- 一 総長の指名する理事 1人
- 二 各学術院から推薦された専任教員 各1人
- 三 校友会代表幹事または常任幹事のうちから校友会長の推薦する者 1人
- 四 センターの研究調査員のうちから所長の推薦する者 若干人
- 五 所長、図書館長、會津八一記念博物館長、教務部長、文化推進部長、総務部長および事務長は、職務上運営委員とする。

(運営委員の任期)

第9条 運営委員の任期は、職務上の運営委員を除き、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の運営委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残存期間とする。

(運営委員会およびその権限)

第10条 運営委員は、運営委員会を組織し、次の事項を議決する。

- 一 センターの事業計画に関する事項
- 二 センターの予算および決算に関する事項
- 三 顧問、研究調査員、任期を定めて嘱任した講師(以下「講師(任期付)」という。)、助教および助手の任免に関する事項
- 四 運営委員会の運営方針に関する事項
- 五 本大学または所長から付議された事項
- 六 その他センターに関する重要事項

(運営委員会の運営)

第11条 運営委員会は、所長が招集し、その議事を整理する。

2 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(顧問)

第12条 センターには、必要に応じて顧問若干人を置き、業務遂行上の協力を求めることができる。

2 顧問は、所長の推薦により大学が嘱任する。

(研究調査員)

第13条 センターに研究調査員若干人を置く。

2 研究調査員は、次の区分により大学が嘱任する。

- 一 本大学の教職員のうちから所長の推薦する者
- 二 本大学の教職員以外の研究者のうちから所長の推薦する者

(研究調査員の任期)

第14条 研究調査員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究調査員の任務)

第15条 研究調査員は、資料の収集、整理、保存、調査、研究およびその他センターから付託された業務に従事する。

2 所長は、研究調査員に対して、必要に応じ業務に関する報告を求めることができる。

(講師(任期付))

第16条 センターに講師(任期付)若干人を置くことができる。

2 前条の規定は、講師(任期付)について準用する。

(助教)

第17条 センターに助教若干人を置くことができる。

2 第15条の規定は、助教について準用する。

(助手)

第18条 センターに助手若干人を置くことができる。

(助手規程の準用)

第19条 早稲田大学助手規程(1952年教務達第1号)第4条から第11条まで(第5条の2を除く。)の規定は、センターの助手に準用する。この場合において、同規程の規定は、次のとおり読み替えるものとする。

一 第4条第1項および第3項中「学術院長」とあり、第5条中「所属の学術院長」とあるのは「所長」

二 第4条、第9条および第10条中「教授会」とあるのは「運営委員会」

三 第11条中「各学術院」とあるのは「センター」

(事務組織)

第20条 このセンターに関する事務組織は、早稲田大学事務組織規則(1987年庶文達第20号の1)をもって別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、1998年6月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 早稲田大学大学史編集所規程(1970年庶文達第1号)は、この規程施行の日をもって廃止する。

3 削除

(所長の任期の特例)

4 第7条第1項本文の規定にかかわらず、この規程施行後最初に嘱任された所長の任期は、2000年3月31日までとする。

(運営委員の任期の特例)

5 第9条第1項本文の規定にかかわらず、この規程施行後最初に嘱任された運営委員の任期は、2000年3月31日までとする。

(経過措置)

6 この規程施行の際、現に大学史編集所の運営委員である者は、センターの運営委員となるものとする。

(任期の特例)

7 2006年4月1日から始まる所長の任期は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、2006年9月20日までとする。

附 則(1999年5月26日規約第99-6号の3)

この規程は、1999年6月1日から施行する。

附 則(2003年1月31日規約第02-54号の1)

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則(2004年9月15日規約第04-14号の14)

この規程は、2004年9月16日から施行する。

附 則(2006年3月3日規約第05-80号)

この規程は、2006年3月3日から施行する。

附 則(2006年12月19日規約第06-48号)

この規程は、2006年12月19日から施行する。

附 則(2007年3月16日規約第06-31号の20)

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2007年3月31日規約第06-52号の16)

(施行期日)

1 この規程は、2007年4月1日から施行する。

(所管)

2 センターの所管は文化推進部とする。ただし、教員人事に関する事項の所管は教務部とする。

附 則[整理](2009年3月31日規約第08-86号の1)

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則(2011年1月31日規約第10-78号)

この規程は、2011年1月31日から施行し、2009年4月1日から適用する。

附 則[整理](2011年5月13日規約第11-9号の15)

この規程は、2011年5月13日から施行する。

附 則(2018年1月4日規約第17-51号)

この規程は、2018年4月1日から施行する。